

仕 様 書

契約名：検査試薬単価契約

契約期間：令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「当センター」という。）における検査試薬単価契約（以下、「本契約」という。）に関して、下記の仕様に基づき行うものとする。

記

（契約単価の設定について）

1. 新規採用の検査試薬において、契約単価設定方法は従来の契約単価を参考に同メーカー、同商品、同定価のくくりで該当品の契約単価を設定し、当センターに見積価格を提示する。
2. 新規採用の検査試薬で上記 1. に該当しない場合は、当センターが採用しているベンチマークシステムの平均単価を契約単価とする。
3. その他、メーカーの定める定価の変更など検査試薬の市場価格を取り巻く環境が変化した場合や、上記 2. に該当する品目で当センター・納入者共に問題があると判断した場合は、当センターが採用しているベンチマークシステムの平均単価等を参考に、当センター・納入者共に本業務の目的に沿って、誠意を持って契約単価を協議するものとする。

（その他）

4. 当センターから価格交渉を申し入れた場合、誠実に対応すること。
5. 試供品対応やリコール時の対応が速やかにできる体制を整備すること。
6. 緊急時や災害時の対応を含め、その運用について当センターと協議し承認を得ること。
7. 契約物品の発注・検査及び管理業務、また契約代金の支払い業務については、当センターが契約している診療材料等物品調達及び管理等業務受託者（以下、「SPD業務受託者」という。）が対応するため、情報共有を密に行うこと。
8. この仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、当センターと納入者で協議を行い決定する。また、必要に応じてSPD業務受託者も含めて協議を行い決定する。